

平成 27 年度第 1 回バリアフリー吹田市民会議 議事録

開催日時：平成 27 年 11 月 25 日（水） 午前 10 時 30 分～11 時 40 分

開催場所：吹田市立子育て青少年拠点 夢つながり未来館 4 階会議室 1、2

出席者：バリアフリー吹田市民会議委員

栗田委員、畑中委員、廣瀬委員、長井委員、福西委員、宇都委員、細田委員、  
赤尾委員、池田委員

中村委員、本田委員、森委員（欠席：松村委員）

市出席者

地域教育部生涯学習課 小西課長、山口課長代理、市場主査

行政経営部資産経営室 近藤主査

事務局

福祉保健部障がい福祉室 後藤室長、秋山参事、蒲田主査

会議次第：1 開会

(1) 委員紹介

(2) 市職員紹介

2 案件説明・討論

《議事要旨》

会長選任

栗田委員が会長に選任された。

副会長選任

畑中委員が副会長に選任された。

栗田会長：挨拶

それでは本日の案件である、吹田市立南吹田地区公民館について説明をお願いします。

担当課より吹田市立南吹田地区公民館新築工事についての説明

会 長：南吹田地区公民館新築事業について、ただ今ご説明をいただきましたが、何かご意見ご質問があればお願いしたいと思います。

A 委員：同じ障がい者として、去年の 6 月に障害者権利条約が批准されて「他のごとき平等を基礎とする」とされています。また来年 4 月には障害者差別解消法が施行されるんです。それで国公共機関は合理的配慮が義務付けられるんです。それに対して視覚障がい者に情報が足りないですし、この資料にはルビが全然ふられてないですね。

もしこの委員の中に、知的とかルビが必要な人がおられたら、どういう形で情報を伝えようとしているんですかね。

聴覚障がいもそうですが、情報保障というのは一番大事なことです。そういう点を考えていただいて、みんなが誰もが同じように見てわかるように、読んでわかるような形で情報を伝えていただきたいと思うんです。

B 委員：僕はバリアフリー委員 10 年やっていますが、今回が一番分らないです。

前は図面でも浮き出るインクを使って、建物の形とかエレベータの場所とか、触ってわかったんですけども、この紙だったら全く分らない。

さっき言われたように来年 4 月から障害者差別解消法施行ですね。

今までの担当だったら、やっぱり障がいと言っても色々違うんで、会議に向けてどういうものが必要ですかとか聞いてくれたんですけども、今回は、点字の資料を用意しますだけで、点字の資料がたくさんあるのかなと思ったら概要しかない。

それで意見を言ってくださいと言われても、駅からどれくらい離れているのか、駅からこの公民館まで歩道があるのか、図面の建物の中で点字誘導ブロックが玄関からどういうふうに敷設されるのか、全く分かりません。

多目的トイレといわれても、僕等一番困るのは、普通のトイレだったら水を流す場所がわかるんですけども 用を足した後、ボタンの位置がトイレによってみんな違うんです。

そこら辺がどういうふうになるのか。

もう一つは僕は、点字が読めますが、点字が読める人は視覚障がい者の中でもエリートです、1割もいません。

だから公民館に点字案内板を設置しますと言われるんですが、視覚障がい者で点字案内板を読んで公民館に入る人はまずいません。

なぜかという、ガイドヘルパーさんを雇わないと行けないところですから。ガイドヘルパーさんがいれば、点字案内板はいらないです。

だからすごくミスマッチを感じます。

エレベータに例えば1階です、2階ですという音声案内が付いているのか。

例えば玄関にも、点字案内板の隣に、大阪市営地下鉄には点字案内板の隣に、音声の案内板も付いているんです。

点字案内板だけでは視覚障害者の1割弱の人、おまけに点字案内板がどこについているのかの案内がないと素通りします。

そういうところをやっぱり理解して工事を進めて欲しいと思います。

まず駅からここまで誘導ブロックはあるんですか。

新しい南吹田の駅ができるのかどうかは知りませんが・・・

会 長：交通機関のご説明をお願いします。

住所地のご説明はいただいたんですが、その辺いかがですか。

C委員：先ほどの図面で、女子トイレが1階にあって、男子トイレが2階にあって、2階は男子トイレ、女子トイレとなっています。

女子トイレの方が数が多いのですが、女子トイレの方が数が多いのが一般的なんですか。

担当課：このたび検討委員会とも協議をした中で、女性の利用者が多いという意見がありましたので1階部分に女子トイレのブースを確保しています。

2階部分の方に男子トイレだけとするという要望がありましたので、設計上は男子トイレ専用は2階のみとさせていただいております。

建物のスペースがなかなか確保しづらいところでありましたので、このような形で計画をさせていただいております。

会 長：それは一部の女性の意見で、そうなのですか。

担当課：建て替え検討委員会の中で、意見を出していただいた結果ということで、片方の意見ということではありません。

会 長：位置関係についてよろしいでしょうか。

担当課：位置関係になりますが、現公民館、建て替え予定地ともに南吹田4丁目5丁目。先ほど概要でもありました、紀州製紙跡地になります。

最寄りの交通機関が、阪急バス水道部前になります。

こちらから徒歩で言いますと5分ぐらいの位置になります。

道路につきましては目印となる公共施設が非常に少ないところとなりますが、水道部から東淀川行き方面に向かう、片側一車線道路を徒歩5分となります。

B委員：詳しくは知らないんですよ。道路に歩道が付いているかどうかです。

担当課：片側一車線道路の片方に歩道が付いている形となります。

B委員：そこに点字ブロックは敷設されているんですか。

担当課：現在その道路には、点字ブロックは付いておりません。

B委員：ということは、視覚障がい者は1人では行けない。

ガイドヘルパーがいないと行けないのであれば、施設の中に入っても、ガイドヘルパーさんの案内でできますから、段差がなければ、視覚障がい者としてはオーケーですね。

1人ではそこには行けないんですから、施設内に点字誘導ブロックがあってもガイドさんと一緒なんで必要ないんです。

会 長：最寄りの交通機関については先ほど仰ったように、バスが一番最寄りの公共機関と言うことですね。

そういう説明だったですね。

B委員：バス停からは1人で行けないです。

会 長：そうですね、今のお話を聞いていますと、先ほどの発言にもあった通り、新駅の予定とかあるなら、その辺合わせて、もしかしたら周辺の整備とか言う話にも、期待の可能性も、近い将来の話ではないですがそういう可能性はあるということですか。

副会長：すいませんいいですか。

今日の資料としてはやっぱり地図が必要だったと思います。

私は公民館の館長をしておりまして、だいたいどこにあるかわかりますが、今日来られてる方は利用する、しないに関わらず、場所がどこらへんにあって、今仰ったような公共の交通機関が何かということが、今日の資料ではわかりません。

それはつけていただいた方が親切だろうと思います。

それと今仰っていました案内ですが、私いつも施設の中で、英語ハングル中国、目に見える分は理解できますが、耳で聞こえる分はどこの施設も案内が不足していると思います。

それは今後考えていただきたいと思います。

それと公民館の事務員の対応も必要ではないかと思います。

見えない人も耳の聞こえない人も事務員が対応していく必要があると思いますので、事務員が対応できるようにしていただけたら、ありがたいなと思います。

A委員：図面で見ると、エレベータが車椅子で何人乗りとか、通常の利用者さんが何人乗りとか具体的に教えていただけますか。

エレベータの広さ、入口がどれぐらいですか。

担当課：説明させていただきます。

かごの中ですが、出入り口80センチ以上ございます。かごの奥行きは1メートル35センチ。

手すりを両面につけさせていただきますと、正面に鏡が付いているものとなっています。

車椅子をご利用になられている方の利用しやすい場所に操作盤を設置することと、昇降方向を表示する装置を設けさせていただきます。

エレベータ内なんですけど、先ほど音声案内のご質問があったかと思いますが、到着階昇降方向のアナウンスが付いております。

廊下側にも音声案内装置を設けたエレベータを設置予定でございます。

会 長：ありがとうございます。

B委員：入口が80センチ以上、以上というのは？

担当課：詳細の設計は今から公募させてもらって、この基準で選定中でございますので、

きっちり何センチというところは設計の途中段階ということですよ。

A委員：公共交通機関の最寄りの駅、吹田管内はバリアフリー調査をさせていただいたんですが、一番いい例がモノレールの阪大。阪大前は大阪府のまちづくり条例の基準を満たしている駅なんですけど、それにもかかわらず、ホームに上がるエレベータは入口が90センチです。私どもの車椅子ではかつかつなんです。ハード的には法令とかの基準はクリアしていると思うんですが、いろんな車椅子、ストレッチャー型の車椅子の方もおりますしサイズも全然違う方もおられますし、誰もが乗りやすい、乗れる、エレベータを設置してもらいたい。

サイズを聞く限り小さいような感じがしないでもない、奥行きが135センチという車椅子が1台入ったらあとは入れないということですよ。

担当課：法令を見て建物の面積から一応11人乗りとさせていただいているんですが、全体的なことも考えて、できる限り沿うような形でさせていただきたいと思っておりますが、ストレッチャータイプまでは正直なところ、この施設ではちょっとしんどいかなと思っております。

A委員：それは来年の4月に差別解消法で、先ほども言いましたけれど、国公共機関は合理的配慮を提供するのが義務なんです。

誰もがどんな車椅子に乗っていいようが、誰もが入りやすい公共の施設でしょう、これ。

ストレッチャーの車椅子の方がこの施設を利用するのに2階にあがれなければどうするんですか。

B委員：職員の方がおんぶか抱っこしてあげるしかできないでしょ。

合理的配慮しなくちゃいけないなら。

A委員：そういうところも踏まえて作っていただけたらと思います。

B委員：今僕は全盲の立場から意見を言ったんですが、弱視の立場から意見を言いたいと思います。

弱視の人も色々な人がいるんです。視力の低い人、中心だけ見えて周りが見えない人、逆に周りが見えても中心が見えない人。色々いるんですよ、右半分が欠損しているとか。

そのなかで僕の友達がよく言うのが、壁の色とかフロアの色、見やすい色、見えにくい色があるんです。

例えば点字誘導ブロックをこの施設の中に敷いてもらえるのであれば、コントラストのあるフロアにして欲しい。

階段を上がる時でも、階段のエッジのところを、ほかの所とちょっと変えてもらう。

そうしないとデザイン的には点字誘導ブロックを黄色じゃなくて違う色に塗り替えている施設もあるらしいんですが、そうしたら弱視の人はそれでは見えにくいので意味がないと言っていますので、なるべく弱視の人は1人でも公民館に行けると思っていますので、1人で来た場合に、壁にぶつからないよう、階段から落ちないように色のコントラストの配慮を願いたい。

火災とか地震の時に、音声でアナウンスが出るのかどうかというところをお聞きしたい。

会長：色彩の配慮、避難の際の音声が出るものが設置されているのか、いかがでしょうか。

担当課：コントラストの件ですが、現段階では設計の段階になっておりますので、実際に建物を建てる段階になりましたら、色決めをさせていただきます、その際に床と壁であるとか分かりやすいような、コントラストになるように配慮させていただきたいと思っております。

火災の場合の案内の方なんですけど、この規模の施設でしたら基本的には音声案内

を設置する必要はありませんけれども、バリアフリーの観点から音声案内ができるような装置を設置させていただきたいと、考えておりますのでよろしくお願ひします。

B委員：ありがとうございます。

会 長：ご質問ご意見ございませんでしょうか。

D委員：多機能トイレの方なんですけど、トイレの中にベッドの設置は予定されておりますか。

担当課：いわゆるベビーベッドと言われる装置については設置を予定しています。

D委員：トイレに座れない方、大人でオムツ換えを行うようなベッドです。

担当課：今のところは子供用を想定しております。

D委員：だから大人用のベッドの設置については無いと。

B委員：いま大人用のベッドが付いている多機能トイレで見たことありますか。

D委員：あります。

B委員：大人用のベッドの設置があるなら、何なら見学してこようかなと思います。

どこにありますか。

市の担当の方にも、ここにこういうものがあるよって案内してあげてはどうですか。どれぐらいのスペースがいるのか、わかるんじゃないかなと。

会 長：そういったものは設置が可能かどうかも含めてまだまだ検証が必要なところがあるのかなと思います。

私も不勉強なところがあって申し訳ないですが、大人用のベッドというのが実物見たことはなかったのでイメージがわかんなかったんですが、お話しを聞いたら個室内で折り畳めるような形状になっている。

必要な時に引き出して使うということですか。

B委員：設計する人がそれを知らなかったら設計できないから、やっぱり実際見て考えて欲しいなと思います。

会 長：情報として足りないところがあると思いますので、そういうものが広まってきていると言うこと、実際運用されているところがあると言うことを検討して、考えていただけたらと思います。

E委員：階段の件なんですけど階段の幅はどれぐらいでしたでしょうか。

階段の1段の高さ、階段の幅どのぐらいですか。

希望としては私どもとしては、15センチだったらちょっと高い方なんです、高さがせめて10センチぐらいに、これから設計されるのであれば、ちょっと考慮いただけたらと思うんですが、幅の場合は30センチ以上はやっぱりないといけないんじゃないかと思うんです。

階段の横幅が二人が並んで登れるのか。手すりはもちろんついてますよね。

色彩も考慮してもらえたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

担当課：この図面でこの施設の大きさで階段については、細かく建築基準法で決められておまして、このプランで考えておりますのは一段の高さは18センチです。

E委員：高いですね18センチだったら。

担当課：この規模ですと18センチで大丈夫、法的な問題だけなんですけど一応考えております。

E委員：ちょっと足がご不自由な方なんかですと、一段足掛けるのに18センチは高いですよ。

B委員：不自由な人はエレベータを使うしかないんじゃないですか。

E委員：エレベータですか。

ある程度健常者の方でも、それでも18センチだったら高いです。

副会長：今の公民館の建っている幅と高さとか、すべて同じぐらいですか。

担当課：複合施設となりますとまた少し変わってはくるんですが、ちょっと他の施設まで

は全部調べさせてもらわないと、今そこまで資料を持って来ておりませんので、別途ご報告という形になるかと思えます。

E委員：これからの設計ですのでちょっと、この点を考慮していただきたいんです。私もほんとに年を重ねるごとに一段一段が高くてエレベータと仰っていただきましたが、やっぱり階段を昇り降りするのも一つのリハビリじゃないかと思えますし、それに対してはやっぱり登りやすい降りやすいということを考えていただきたいと思うんです。せめて15センチでも高いかなと思うんですが。

会 長：あと他の高さ以外は？

担当課：踏むところが今の設計プランでは26センチ、階段の幅ですが有効幅が1メートル20。人が大体60センチで行けますので、2人並んでも昇り降りができる寸法です。

E委員：幅がないんですね。高さも考慮してもらえるといいですね。

副会長：今おっしゃっているリハビリまさにそのとおりなんです。でもね、高さを決めるのがちょっと難しいなと思うんです。リハビリ、高齢者の方のためにはある程度あった方がいい場合もあるんです。あんまり低いとかえって歩きにくいというのも経験しました。

E委員：難しいですね。

副会長：その辺が難しい寸法なんですけれども、今それで各館、今ある施設の中の幅がだいたいどれぐらいかなということをお聞きしたんです。

B委員：視覚障がい者からすると、ほかの公民館と同じ高さがいいです。

会 長：極端に高い低いがあると、かえって使いづらい。

B委員：統一されていないと、足の間隔が見えないから。

それと吹田市視覚障害者福祉協会から毎年市に対して要望していることが、例えば市役所の所に内環状線ありますよね。

阪急電車の下を地下道があるんですけれどもスロープの地下道なんです。その段差がすごく小さいです。

会 長：高さが低い。

B委員：低いんです。

それが歩きにくい、それを何とかして欲しいという要望を毎年出しています。

あれ府の地下道なんですけどもね。

障がいとか高齢者とかで、いろいろ使い方とか人によって違いますしね。

視覚障がい者からしたら、他の施設と同じ高さがいい、参考にしてもらえたらなあと思えます。

会 長：なかなか階段の高さに関してはいろいろな御意見があろうかと思えますし、先ほど仰ってくださったように他の施設も調査いただけたらと。

私から一点お尋ねしたかったのは、この施設土足での入場ですよ。

雨の日だとか、下が濡れた時の危険度とかということで、床材の材質だとか、そういうものへの配慮とか考えなどはありますでしょうか。

お聞かせいただきたいです。

担当課：床材に関しましてはまだ決めてはいないんですが、公民館新築するに当たりましては、どの施設も土足で入られるということで、滑りにくい材料を提案させてもらってしまして、その中から色とかは選んでいただいています。こういう会議で壁と床の色は変えてほしい、コントラストをつけてほしいということや当然、階段の蹴上げのところに滑り止めをつけて、そこだけ色を変えるということと、点字ブロックは基本的に黄色と理解させてもらっております。

B委員：JIS規格となっていますからね。。

それを変えられると困るんです。

担当課：黄色以外はないと思っております。

点字ブロックはすべて黄色、固定で考えさせていただいております。

会 長：何かご意見ご質問ございませんか

A委員：この施設の非常口とか避難経路とか、もし災害時にどういうものがあるのか。一番懸念されるのが、電動車椅子とか視覚障がい者の方とかなんですが、災害が起きたときに、電気の供給がストップしエレベータが動かなくなった時に、そのような場合どういう形で私たちは災害に対応していったらいいのかなと。

担当課：今想定しておりますのは、1階につきましては玄関ホール及び大会議室のところ、建物の端と端という意味ですが、そちらに出れる避難経路を想定しております。また2階につきましては、こちらも調理実習室、小会議室、建物の端同士に、こちらは緩降機ですね、人を吊って降ろす形の避難器具を2カ所に設置予定しております。機械は手動前提となっております。

B委員：それはたとえば車椅子の人が一人で操作できるんですか。誰かがいないとできないんじゃないですか。補助の人がいなくなったら困りますよね。人的な配慮というのはしてもらえるんですか。

今日は市民会議だから障がい者としてどうかと、お聞きしているんです。

そういう器具がありますと言われても、使えなかったらどうしようもないですし。

担当課：公民館には必ず事務員が常駐しておりますので、事務員の方に使い方であるとか、対応については事務員連絡会等、この公民館でしたら直接公民館ができた時に使い方であるとか、そういうお話しをさせていただきますのでそのあたりは対応させていただきますと思います。

B委員：公民館が開いている時は必ず事務員さんがいるということですね。

例えば昼休みなので居ませんということや、12時から1時までは休憩なんで居ないということは無いんですね。

担当課：休憩時間はございますが、その時間は基本的に貸し出しをしておきませんので、一般市民の方が基本的にはいらっしやらないという形になります。一般市民の方がご利用いただいている時間帯につきましては、事務員が必ずいるという形となっております。

担当課：いま申し上げましたとおり、ここ数年といっちはいけません、各館の方に避難訓練等の強い指導を行わせていただいております。消防入れて避難器具の使用とかAEDの使用とかの訓練を公民館に来られているサークルの方も含めまして、もちろん事務員、館長も含めまして、強くしていただいているところであります。併せてこういう避難器具についても、それぞれ周知というか使い方の習熟を行ってもらっているところでございます。障がい者の方を見捨てるようなことは、絶対にしないよう指導しておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

副会長：おっしゃる通りです。

避難訓練と併せて不審者が入って来た時にどうするかとか、どこで火が出たらどうするかとか、そういう時のことも含めて想定して、訓練を行っております。

お昼は事務員がいませんが、一応使用時間というものが決まっておりますので、その間は館長や事務員が責任を持って対応するようにしております。

皆さんの安全を考えて使用していただいているというのが現状です。

A委員：それはあれですか、障がいを持つ人も含めての訓練ですか、車椅子についても。

副会長：そうです、障がいも含めて高齢者がそういう場合にパニックになってしまったと言うようなケースも含めて、事前に話し合って実施しているということです。

会 長：ご質問ご意見ございませんか。

E委員：平面図を見させていただいているんですが、一般市民ももちろん利用させてもらえるんですね。

小会議室、大会議室、調理室などありますが大体何人くらいの収容が可能なんで

しょうか。

担当課：今設計の中で想定しておりますのは、1階の大会議室につきましては約60人。これは椅子の数、机を会議室形式で並べた形を想定しております。

2階の小会議室につきましては24人。調理実習室につきましては、これは調理の講座開催を想定しておりますので約20人を想定しております。

E委員：収容何人などという表示はなさるのでしょうか、その部屋3か所には。

担当課：これは、定員という考え方をどこに持つかというところがありまして、法律的ということになりますと、もう少し一人当たりいくらというスペースがありますので、それからするとすごく多くなりますが定員表示はちょっとしておりませんが、会議の際に机いすを並べたらいくつ置けるか、まずそこで想定ということをさせていただきます。

E委員：会議を想定して収容人数何人という形なんですね。

担当課：今回は実は土地に対してこれぐらいの建物が建てれると、言うところからスタートしましたので、そこでできる限り大きな部屋、それと利用しやすいような小さな部屋というものを割り振りしましたので、その中でスペースができて、幾つ入るかというところで人数とさせていただきました。

E委員：大会議室ブースで仕切るなりという方法もありますよね。

担当課：そういうことも、はい。

E委員：分けられて使用することも可能ですね。

私も一回経験があったんですけど、定員数が何人ということがわからなかったの、会議に入りました時点で定員オーバーですと言われてたんです。

表に定員が何人ですと書いていただいたら、こちらも会議をするのに目安になるかなと思っております。

副会長：多分の話で恐縮なんですけれども、定員表示はおそらくこの公民館もされていないと思うんですが、お申し込みの時に現在紙の媒体でお申し込みをさせていただきますよね。

部屋使用の時にそういうやり方をされていると思うんですが、大幅に定員オーバーするような時でしたら、お申し込みの用紙をお渡しするやりとりの時に、明らかに定員オーバー、地震や災害の時に対応できないような人数、という判断で多分事務員さんとのやり取りの中で発生するかなと思いますので、事務員さんが受付時にしっかりしていただいた方がいいかと思います。

E委員：それがなかったんです、そのまま受けられたから、後でそういうことを言われますと、そうなった時点でパニックになりますので。

申し込みの時でもいいので、この部屋の定員は何人ですと、しっかりと明確にしてもらえたら、会議なんかでもスムーズに行くんじゃないかと思います。

会 長：折角入念に避難訓練、色々なケース想定していただいても、使用の方法でそういう

うことがあったために、万が一の災害の時に被害を被られたりしたら大変です。

E委員：パニックになりますからね。

F委員：多機能トイレなんです、これでは狭くないですか。

中に入って回転するぐらいはないとトイレが無理だと思うんですが。

幅何センチですか。

それともう一つ言っているいいですか、案内とかでここは何々ですという表示が今はすべて漢字で書いてあるので、知的な人が行ってもさっぱりわからないんです。ルビを振るとかしないと分からないんです。

会 長：いま多機能のトイレのことと、表示に関するルビのこともご意見いただいたんですけれども。

担当課：多機能トイレですけれども、当然車椅子の方が利用することを想定させていただ



いておまして一回転、ぐるりと回転することのできるスペースは一応確保をさせていただいております。

緊急呼び出しボタンなども操作しやすい位置に設置することを考えております。

担当課：部屋の表示板の件につきましても、分かりやすい表示というのをしていきたいと思っております。

会 長：ルビを振るというのも一つの方法でしょうし、避難経路やトイレの表示なども絵文字を使うなどいろいろな工夫がされていたら、あらゆる方にとって使いやすい施設になっていくんじゃないかなと思います。

それ以外にご意見ご質問をありませんか。

G委員：調理室なんですけど、車椅子の方がおられるので高さとかっていうのは調査とかされているんですか。

色々な方おられるので、高さとか変えられる机などもありますので、その辺も是非ご検討ください。

手すりの部分で障がいの方で意見があるんですけど、クネットというのが最近主流になっているんですけど、逆に我々にとってはクネットが不便ではないかという意見があるんです。途中で、手にフィットしないと言う情報があるので、クネットは余りお勧めしないと言う意見を聞いていただけたらと思います。

会 長：高さについても色々ご意見をいただいたんですけど、その辺何かよろしいでしょうか。

担当課：公民館のほうでは、規格品と言いますか市販ベースの調理台、机等にいたしましても、こちらと同じような通常の事務机、会議机を導入しております。

おっしゃられるように高さ一つ、色々考え方もありますし、そのあたりご意見いただきましたし、他のところも調査してみたいと思います。ご意見ありがとうございました。

担当課：波型手すりにつきましては、千一地区高齢者いこいの間で、屋外階段で付けさせてもらったことがありますが、この施設ではまっすぐで滑り止めの付いている手すりを進めさせていただいております。

一般的なものの採用で考えております。

会 長：ご質問ご意見ございませんか。

たくさんのご意見をいただけたと思います。この会議での意見を参考としていただき、よりよいものを作っていただけたらと思います。本日はありがとうございました。